

募集要項

公益法人は法人税法上の「特定公益増進法人」に該当しますので、個人が公益法人に寄附した場合、基本的には確定申告において「寄附金の所得控除」（所得税法第78条第1項）が受けられます。また、寄附先の公益法人が、所轄行政庁から税額控除証明を取得している場合は、「寄附金の税額控除」（租税特別措置法41の18の3）も選択して受けられます。

ただし、税額控除制度が適用される対象法人になるためには、公益法人になってから実績を積んでいき、いくつかの要件を満たす必要があります。

当法人は現在、税額控除証明を取得しておりませんので、「寄附金の所得控除」のみの適用になっています。今後、税額控除証明取得申請に向けて実績を積んでいくことが必要になりますので、より多くの方々からの寄附金のご協力をお願い致します。

法人の場合は、一般寄附金の損金算入限度額に加えて特別の限度額が設けられています。

税務上の取扱いの目安

（個人の場合）「寄附金の所得控除」

個人が公益法人に寄附した場合、その年中の寄附金（その年分の総所得金額等の合計額の40%相当額を限度）から2,000円を控除した金額を総所得金額から控除することができます。

<事例>

年中の総所得金額が600万円、寄附金の合計額が20万円の場合、20万円－2,000円＝19万8,000円が、総所得金額より控除できます。（控除額19万8,000円は、総所得金額600万円×40%＝240万円の限度内となりますので、19万8,000円全額が総所得金額から控除できます。）

（法人の場合）「損金算入限度額」

公益法人は法人税法上の「特定公益増進法人」に該当していますので、一般寄附金の損金算入限度額に加えて特別の限度額が設けられています。

「一般寄附金限度額」

$$[(\text{資本金等の額} \times \text{その事業年度の月数} \div 12) \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%] \times 1/4$$

「特定公益増進法人に対する寄附金限度額」

$$[(\text{資本金等の額} \times \text{その事業年度の月数} \div 12) \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%] \times 1/2$$

（注）所得金額は寄附金支出前所得金額となります。

<事例>

資本金が1億円、年中の所得金額が1,000万円、寄附金100万円の場合

（A）一般損金算入限度額＝

$$[(100,000,000 \text{円} \times 0.25\%) + (11,000,000 \text{円} \times 2.5\%)] \times 1/4 = 131,250 \text{円}$$

（B）別枠の損金算入限度額＝

$$[(100,000,000 \text{円} \times 0.375\%) + (11,000,000 \text{円} \times 6.25\%)] \times 1/2 = 531,250 \text{円}$$

したがって、（A）（B）の合計金額（（A）＋（B））＝662,500円の損金算入が認められます。